

諮問庁：農林水産大臣

諮問日：平成28年3月16日（平成28年（行情）諮問第232号）及び同年4月12日（同第299号）

答申日：平成29年1月13日（平成28年度（行情）答申第635号及び同第636号）

事件名：「農林水産物の生産額への影響について」の作成に係る省内打合せ議事録の不開示決定（不存在）に関する件

「農林水産物の生産額への影響について」の特定の記載に係る省内打合せ議事録等の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年2月8日付け27政第349号及び同年3月14日付け27政第378号により農林水産大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）のうち本件対象文書につき不開示としたことについて、本件対象文書の開示を求める。

#### 2 異議申立ての理由

不開示の理由について、そもそも請求対象文書を作成・取得していないのか、作成したが保存期間が経過したので廃棄したのか、あるいは請求対象文書が個人メモであって組織共用文書ではないから対象文書としていないのか、開示決定通知書には一切の記載がないため定かではないが、個人メモとして文書が存在する場合、それらが本当に単なる一職員の走り書き、メモのたぐいなのか、省内の複数の職員の閲覧に供されるなど組織としての共用文書の実質を備えたものであるのか、関連するすべての自称「個人メモ」について厳密な精査が必要であり、例えば議事概要として省内の会議、打ち合わせの構成メンバーに配布、閲覧させているなど組織的に用いられている場合は、個人メモではなく行政文書として開示の対象とすべき

であるとの考えから、異議申立てを行うこととした。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書（平成28年（行情）諮問第232号）

##### （1）原処分1において不開示とした理由

本件開示請求のあった「TTP経済効果分析のうち「農林水産物の生産額への影響について」作成に係る省内打合せ議事録，使用・作成した資料」のうち、「省内打合せ議事録」については、保有していないため不開示とした。

##### （2）原処分1を維持する理由

本件開示請求のあった、TTP経済効果分析のうち「農林水産物の生産額への影響について」作成に係る省内打合せ議事録については、再度関係者に確認をしたところ、その存在は確認できなかったため、『省内打合せ議事録』については、保有していないため不開示」とした原処分1は妥当であり、異議申立てに対しては、原処分1を維持することが適当である。

#### 2 理由説明書（同第299号）

##### （1）原処分2において不開示とした理由

本件開示請求のあった、「TTP経済効果分析のうち「農林水産物の生産額への影響について」作成に係る行政文書」のうち、別紙に掲げる文書2については、保有していないため不開示とした。

##### （2）原処分2を維持する理由

本件開示請求のあった、「TTP経済効果分析のうち「農林水産物の生産額への影響について」作成に係る行政文書」のうち、原処分2において不開示とした項目（上記（1））については、再度関係者に確認したところ、その存在は確認できなかったため、「保有していないため不開示」とした原処分2は妥当であり、異議申立てに対しては、原処分2を維持することが適当である。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合の上、調査審議を行った。

- |              |                                  |
|--------------|----------------------------------|
| ① 平成28年3月16日 | 諮問の受理（平成28年（行情）諮問第232号）          |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受（同上）                |
| ③ 同年4月12日    | 諮問の受理（同第299号）                    |
| ④ 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受（同上）                |
| ⑤ 同年12月7日    | 審議                               |
| ⑥ 平成29年1月11日 | 平成28年（行情）諮問第232号及び同第299号の併合並びに審議 |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件対象文書を含む文書の開示を求めるものであり、処分庁は、そのうち本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、原処分の取消しを求め、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

### 2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無等について確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件開示請求に係る「農林水産物の生産額への影響について」の作成に当たっては、平成25年3月に公表した「農林水産物への影響試算の計算方法について」(以下「前回試算」という。)を基に、平成27年10月のTPPの合意内容、同年11月に公表した影響分析(品目毎の農林水産物への影響について)及び同月に公表されている「総合的なTPP関連政策大綱」に基づく国内対策を踏まえて、大臣官房政策課において、関係部局から必要に応じてデータ等の提供を受けながら前回試算を改訂したものである。

イ このように「農林水産物の生産額への影響について」は、前回試算を基に改訂したものにすぎないから、その作成過程等において本件対象文書に該当する文書は作成していない。

ウ 本件開示請求及び本件異議申立てを受け、データ等の提供を行った関係部局を含めて、行政文書としての実質を備え得るメモも対象とした上で本件対象文書の探索を行ったが、本件対象文書の保有は確認できなかった。

(2) そこで検討すると、諮問庁から提出を受けた前回試算と本件開示請求に係る「農林水産物の生産額への影響について」の内容を確認したところ、後者の内容は、諮問庁が上記(1)アで説明するとおり、前者を基に大臣官房政策課において関係部局からデータ等の提供を受けることにより作成し得るものであると認められ、本件対象文書を作成、保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえない。

また、本件対象文書について実施したとされる探索の方法及び範囲についても、特段不十分であるとはいえない。

(3) そのほか本件対象文書を保有していることをうかがわせる事情は存しないことから、農林水産省において、本件対象文書を作成していたとは認められず、本件対象文書を保有しているとも認められない。

### 3 付言

本件各開示決定通知書には、不開示とした理由について、「保有していない」旨記載されているところ、一般に、文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象文書を保有していないという事実を示すだけでは足りず、対象文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に、廃棄又は亡失したのかなど、なぜ当該文書が存在しないかについても理由として付記することが求められる。

したがって、原処分における理由付記は、行政手続法 8 条の趣旨に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては、今後の対応において、上記の点につき留意すべきである。

#### 4 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、農林水産省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第 4 部会)

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子

## 別紙（本件対象文書）

文書1 T P P 経済効果分析のうち「農林水産物の生産額への影響について」作成に係る省内打合せ議事録，使用・作成した資料のうち，「省内打合せ議事録」。

文書2 T P P 経済効果分析のうち「農林水産物の生産額への影響について」作成にかかる行政文書（詳細は以下）

- ① 「農林水産物の生産額への影響について」P1の1の（3）生産額への影響の算出方法で掲げられている試算の前提を決定するに当たり，①～③の前提のそれぞれについて，公表されているこの前提以外に，比較検討のために作成された別の前提の案が記された文書。また公表されているこの前提に絞り込まれるまでの過程の途中段階の検討案。
- ② 上記，公表されている前提に絞り込むに当たり，省内で打ち合わせをした際のメモ，備忘録，省内報告・回覧用の文書，議事録。
- ③ 「農林水産物の生産額への影響について」P1の2試算の結果に記されている「引き続き生産や農家所得が確保され，国内生産量が維持されるものと見込む」について，このような結論を導き出した根拠を具体的に記した文書。また公表されているこの表記に最終的に文言が確定するまでの過程の途中段階の文書案のうち，「また公表されているこの表記に最終的に文言が確定するまでの過程の途中段階の文書案」。
- ④ 上記，公表されている表記に最終的に文言を確定させるに当たり，省内で打ち合わせをした際のメモ，備忘録，省内報告・回覧用の文書，議事録。
- ⑤ 「農林水産物の生産額への影響について」P1の2試算の結果で掲げられている農林水産物の生産減少額（約1300～2100億円）および食料自給率への影響について，公表されているこの試算結果以外に，比較検討のために作成された別の試算の数字が記された文書。また公表されているこの試算結果に最終的に数字が確定する過程の途中段階の試算。
- ⑥ 上記，公表されている試算結果に数字を絞り込むに当たり，省内で打ち合わせをした際のメモ，備忘録，省内報告・回覧用の文書，議事録。
- ⑦ 「農林水産物の生産額への影響について」を作成する過程で，森山農相への説明，経過報告をする時に使用，作成したすべての資料，議事録のうち，「議事録」。
- ⑧ 「農林水産物の生産額への影響について」を作成する過程で，農林水産事務次官への説明，経過報告をする時に使用，作成したすべての資料，議事録のうち，「議事録」。
- ⑨ 「農林水産物の生産額への影響について」を作成する過程で，政策課から各課に配布，通達，伝達した指示，および試算をするに当たっての作業要領が記された資料。またこれらに関連にした各課から政策課への照会，

および政策課からの回答。